

第26回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

株式会社ゼットン

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.zetton.co.jp>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容は次の通りです。（最終改定 2021年4月20日）

① 当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの整備について基本方針を以下の通り定め、業務の適正を確保するための体制の充実を図っております。

(ア) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人が職務執行の上で、法令及び定款を遵守していくことを徹底すべく、「企業倫理規定」および「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款を遵守することはもとより、社会的規範を遵守することにより、高い企業倫理に基づいた誠実かつ公平な企業活動を遂行するものとする。また、当社並びに子会社の取締役及び使用人が法令・条例・契約・定款・社内規程及び社会的規範の遵守を基本的責務として継続的に行うことで、公正かつ適切な企業活動の実現と企業の社会的責任を果たすことによる社会との調和を図るものとする。
- ・当社は、「コンプライアンス規程」および「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」にて取締役及び執行役員へのコンプライアンスに係る情報の共有を継続的に図るとともに、コンプライアンス推進体制の監視及び改善を目的として、コンプライアンスに係る重要事項を審議決定するものとする。
- ・当社は、コンプライアンス推進体制強化のため、内部通報に係る社内窓口及び社外窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき、専用ウェブサイトへのアクセス等を通じて、当社並びに子会社の取締役、使用人とその家族又はそれに準じる者、並びに当社及び子会社の取引先の取締役及び使用人からの通報を受け付け、法令、社内規程及び社会的規範等に対する違反行為の防止、早期発見と是正及び再発防止に努めることにより、コンプライアンス推進体制の実効性を高めるものとする。

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・会社の重要な意思決定については、必ず書面又は電磁的方法により記録を作成するとともに、法定保存文書と同様に「文書管理規程」で定めた所定の期間保存する。
- ・「株主総会議事録」「取締役会資料及び議事録」「決算関係書類」「取締役を最終決裁者とする稟議書」については、取締役は常時閲覧できるものとする。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及び子会社における損失の危険の管理については、「危機管理規程」を制定し、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時危機事案に対する意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図るものとする。
- ・当社は、「危機管理規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「危機管理部会」において、当社及び子会社の取締役及び執行役員への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応を定めるものとする。

(エ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。そのほか迅速かつ的確な業務運営のため、経営会議、営業会議等の各会議で審議・決定された内容は、取締役会より委嘱された範囲で職務を執行する担当部門において速やかに実施する。
- ・職務分掌権限規程において、取締役・使用人の職務分担を明確にし、決裁制度の中で権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
- ・稟議書等の文書はIT技術を活用し、電磁的に記録・承認・保管を行うことにより効率的な体制を確保する。
- ・内部監査室は内部監査業務の過程で、各部門の業務執行の適正性及び妥当性をモニタリングし、適時、取締役会への報告を行う。
- ・顧問弁護士等による法令遵守等に関する指導・助言のほか、会計監査人による法定監査を受けるなど、第三者を通じてコーポレート・ガバナンス体制の充実・強化を図る。

(オ) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」、「危機管理規程」及び「会議運営規程」に沿って、密接な連携のもとに業務を執行する。
- ・当社は子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）の管理に関し、関係会社管理規程を整備し、重要事項に関しては子会社等から当社への報告・承認を求めるとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等の共有を図ることで、企業集団の業務の適正を図り、子会社等の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制及び取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制

を確保する。

- ・子会社等は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は代表取締役及び監査等委員会宛てに報告を行う。
- ・当社役職員は、子会社等の損失の危険の発生を把握、又は当該事項を子会社役職員より報告を受けた場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、当社取締役会に報告を行う。

(カ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会は監査等委員会の職務の補助を必要とする場合、管理担当取締役の使用人の配置を要請し、担当取締役は監査等委員会付担当者を選任する。
- ・監査等委員会は当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人はその任を解かれるまで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けないものとする。また、その人事に関しても監査等委員会と協議を行いその独立性についても十分留意する。

(キ) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び子会社等の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え当社及び子会社等に重大な影響を及ぼす事項、重要開示事項、内部監査の状況等につき、速やかにその内容を報告しなければならない。また、当社の監査等委員会は当社及び子会社等からの報告・承認事項に係る情報を常時閲覧できるとともに、取締役並びに使用人に対し直接報告を求めることができる。
- ・法令・定款違反その他情報を、当社の監査等委員会に報告したことで報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当社及び子会社等の取締役並びに使用人に周知徹底する。

(ク) その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等に関する事項

- ・監査等委員は取締役会ほか会社の重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は定期的に代表取締役と会合を持ち、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について意見交換する。
- ・監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに必要に応じて会計監査人に意見を求める。
- ・監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて個別の要望での内部監査の実施を求めることができる。
- ・監査等委員会の職務の執行の必要性に応じて、監査等委員会は外部の法律・会計等の専門家を任用する事ができ、そのための費用は会社が負担する。
- ・監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い又は償還等の処理については、監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(ケ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
- ・内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関連法令との適合性を確保するために、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化するとともに、その仕組みを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(コ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たないことを反社会的勢力の排除基本方針に定めており、毅然とした姿勢で対応する。
- ・反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は人事総務部を対応部署とし、警察等の関連機関とも連携して対応する。
- ・2010年に全国で施行完了した「暴力団排除条例」に対応するため、事業に係る契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力またはそれと係わりがある個人・法人等でないことの確認に努める。

- ・事業に係る契約を締結する際には、双方において反社会的勢力または係わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求に応じる義務を負う等の反社会的勢力排除条項を契約書面にて交わす。
- ・使用人の雇用に当たり、入社時に提出の「誓約書」において、被採用者自らが反社会的勢力等ではないこと、もしくはそれと係わりがない事を宣言させている。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は2020年5月27日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能の強化・社外取締役の活用による経営の透明性の確保および効率化を進めております。当期に実施しました主な取り組みについては以下のとおりです。

(ア) 取締役会の活動について

定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ、取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定するとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会の専決事項を除く重要な事項については「会議運営規程」に基づき、経営会議において決議を行い、業務執行の適正化及び効率の向上を図っております。

また、高い独立性を有した社外取締役（監査等委員を除く）1名及び監査等委員である社外取締役2名を選任しており、専門的見地と豊富な経験から、取締役会において適宜発言を行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を果たしています。

(イ) 監査等委員会の活動について

毎月1回監査等委員会を開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、取締役会等の基幹会議に出席し、取締役の職務執行に対する監査や財務及び会計、法律に関する知見をもとに、事業方針や経営管理について積極的に助言を行っております。

なお、監査等委員会設置会社への移行前の期間においては、毎月1回監査役会の開催、監査役による取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧等を通じて業務執行についての監査を実施しております。

(ウ) 内部監査室の活動について

社長直轄の内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、計画的な内部監査活動を実施しております。また、内部監

査室は、必要に応じ監査役及び会計監査人との情報共有・意見交換を行い、連携を図っております。

(エ) コンプライアンス体制について

「コンプライアンス規程」及び「会議運営規程」を制定し、経営会議内に設置された「コンプライアンス部会」において社内のコンプライアンス遵守の状況を定期的に確認することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図っております。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、社内外に内部通報窓口を設置したことにより、当社及び子会社の取締役及び使用人がコンプライアンス違反に関する通報を可能とし、コンプライアンスの実効性の向上を図っております。

(オ) 反社会的勢力の排除について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないという方針を堅持しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 余 金	本 金	利 益 余 金		
当 期 首 残 高	383,914	4,309		693,217	△181	1,081,261
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	177,373	177,373				354,746
剰余金の配当						—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△ 1,251,387		△ 1,251,387
自己株式の取得					△36	△36
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	177,373	177,373		△ 1,251,387	△36	△896,677
当 期 末 残 高	561,288	181,682		△558,169	△217	184,583

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△2,675	△2,675	1,078,585
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			354,746
剰余金の配当			—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,251,387
自己株式の取得			△36
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△32,670	△32,670	△32,670
当 期 変 動 額 合 計	△32,670	△32,670	△929,348
当 期 末 残 高	△35,346	△35,346	149,237

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|-----------|--------------|
| ・連結子会社の数 | 1社 |
| ・連結子会社の名称 | ZETTON, INC. |

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ZETTON, INC. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- | | |
|----------|-------------|
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
|----------|-------------|

ロ. たな卸資産

・商品、食品材料

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ハ. デリバティブ

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～20年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

- ・ のれん
- ・ 自社利用のソフトウェア

20年以内の合理的な期間で均等償却しております。社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資その他の資産

- ・ 長期前払費用

均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・・・・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・・・・・・借入金の金利

ハ. ヘッジ方針

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

当社においては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や緊急事態宣言を受けての店舗休業等の対応をとり、第1回目の緊急事態宣言解除以降、アウトドア事業、アロハテーブル事業を中心に緩やかな回復基調で推移していましたが、2021年1月の日本国内における第2回目の緊急事態宣言に伴い、状況は一転し、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社は、これらの状況に加え、緊急事態宣言の再発令及び現状において入手可能な外部情報等を含め総合的に検討を行い、当該感染症の影響は2022年2月期まで継続する一方で、2023年2月期以降については当該感染症の拡大以前に近い状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っております。

なお、上記仮定については現時点における判断であり、今後における当該感染症拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

3. 表示方法の変更

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「その他」に表示していた42,149千円は、「未収入金」34,495千円、「その他」7,654千円として組み替えております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

2,738,686千円

(2) 保証債務

① 一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額

107,798千円

② 一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額

28,656千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,317,700株	511,900株	一株	4,829,600株

(注)発行済株式数の増加511,900株は、第三者割当増資による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,189株	45株	一株	1,234株

(注)自己株式の総数の増加45株は、単元未満株式の取得によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は最長で決算日後5年であります。

営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいもの、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	524,860	524,860	—
(2) 売掛金	55,501	55,501	—
(3) 差入保証金	300,425	298,805	△1,619
資産計	880,787	879,168	△1,619
(4) 買掛金	(146,693)	(146,693)	—
(5) 未払金	(226,945)	(226,945)	—
(6) 未払費用	(204,840)	(204,840)	—
(7) 短期借入金	(704,163)	(704,163)	—
(8) 長期借入金（1年以内返済予定のものを含む）	(1,524,273)	(1,519,490)	△4,782
負債計	(2,806,915)	(2,802,132)	△4,782

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払費用並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金(1年以内返済予定のものを含む)

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	0 千円
差入保証金	106,721 千円

(1) 投資有価証券

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 差入保証金

市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 30円91銭

(2) 1株当たり当期純損失(△) △279円70銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

当社は、2019年6月26日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱三菱UFJ銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.7%、担保の有無 担保無、当連結会計年度末借入実行残高 260,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2019年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。

基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続していずれか2項目以上に抵触した場合：財務改善に向けた事業計画の策定

なお、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、本契約の継続使用について取引銀行等の承諾を得ております。

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 利 益	利 益	自 己 株 式	株 主 本 計	
		利 益	利 益			
当 期 首 残 高	383,914	資 利 益 4,309	利 益 469,487	△181	857,530	857,530
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	177,373	177,373			354,746	354,746
剰 余 金 の 配 当					—	—
当 期 純 損 失 (△)			△985,931		△985,931	△985,931
自 己 株 式 の 取 得				△36	△36	△36
当 期 変 動 額 合 計	177,373	177,373	△985,931	△36	631,221	631,221
当 期 末 残 高	561,288	181,682	△516,444	△217	226,308	226,308

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・子会社株式

移動平均法による原価法

・其他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

・商品、食品材料

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・・・8年～20年

構築物・・・10年～20年

工具、器具及び備品・・・2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 投資その他の資産

・長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき、発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金の金利

③ ヘッジ方針

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

当社においては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や緊急事態宣言を受けての店舗休業等の対応をとり、第1回目の緊急事態宣言解除以降、アウトドア事業、アロハテーブル事業を中心に緩やかな回復基調で推移していましたが、2021年1月の日本国内における第2回目の緊急事態宣言に伴い、状況は一転し、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社は、これらの状況に加え、緊急事態宣言の再発令及び現状において入手可能な外部情報等を含め総合的に検討を行い、当該感染症の影響は2022年2月期まで継続する一方で、2023年2月期以降については当該感染症の拡大以前に近い状況まで回復するとの仮定に基づき、会計上の見積り（繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等）を行っております。

なお、上記仮定については現時点における判断であり、今後における当該感染症拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

3. 表示方法の変更

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「その他」に表示していた60,665千円は、「未収入金」23,891千円、「その他」36,773千円として組み替えております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,480,008千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	12,221千円
長期金銭債権	171,912千円
短期金銭債務	610,695千円

(3) 保証債務

① 一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額 107,798千円

② 一部の賃借物件の敷金及び保証金について、当社、貸主及び金融機関との間で代預託契約を締結しております。

当該契約に基づき、金融機関は貸主に対し敷金及び保証金相当額を預託しており、当社は貸主が金融機関に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

預託金返還債務保証額 28,656千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との間の取引高

営業取引による取引高	売上高	一千円
	販売費及び一般管理費	50,983千円
営業取引以外の取引高		2,348千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加の株式数	当事業年度減少の株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,189株	45株	一株	1,234株

(注) 自己株式の総数の増加45株は、単元未満株式の取得によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失及び繰越欠損金等であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗厨房設備、店舗備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社DDホールディングス	被所有直接37.4	役員の兼任資金の借入	資金の借入	600,000	短期借入金	600,000

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

3. 当社は、株式会社DDホールディングスの連結子会社に該当しておりましたが、当社の第三者割当増資により当該会社の当社株式の持ち分比率が減少したため当第3四半期会計期間より持分法適用関連会社へ異動しております。当該会社は主要株主であります。

(3) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ZETTON, INC.	所有直接100.0	役員の兼任資金の貸付	資金の貸付	107,762	長期貸付金	171,912

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 46円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △220円37銭 |

11. 重要な後発事象

該当事項はありません。

12. その他の注記

財務制限条項

実行可能期間付タームローン契約の締結

当社は、2019年6月26日付で設備資金の効率的な調達を行うため、実行可能期間付タームローン契約（借入先 ㈱三菱UFJ銀行、貸出限度額 300,000千円、利率 基準金利+0.7%、担保の有無 担保無、当連結会計年度末借入実行残高 260,000千円）を締結いたしました。

実行可能期間付タームローンには、下記の財務制限条項が付されております。

- ① 各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2019年2月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。
- ③ 各年度決算期の末日における連結損益計算書及び連結貸借対照表において、以下の計算式の基準値が10を上回らない状態を維持すること。但し、以下の計算式におけるEBITDAがゼロ又は負の数値となる場合は、基準値が10を上回ったものとみなす。
基準値＝ネット有利子負債÷EBITDA

財務制限条項抵触時の効果

- ① いずれか1項目以上に抵触した場合：金利の引上げ+0.25%
- ② 2期連続していずれか2項目以上に抵触した場合：財務改善に向けた事業計画の策定

なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、本契約の継続使用について取引銀行等の承諾を得ております。